# 文 教 委 員 会 資 料

所管事務の調査(報告)

「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の策定について」

資料1 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画(素案)に関する意見 募集の実施結果について

資料2 「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」

平成31年2月6日教育委員会事務局

### 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画(素案)に関する意見募集の実施結果について

### 1 概要

「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」は、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画(平成30年2月策定)」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えるとともに、遺跡群及びその周辺地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るための保存整備に関する基本方針、整備目標等を示したもので、整備基本計画(素案)に関して、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、16通59件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

#### 2 意見募集の概要

題名	国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画 (素案)			
意見の募集期間	平成30年10月11日(木)~平成30年11月12日(月)計33日間			
意見の提出方法	フォームメール、FAX、郵送、持参			
意見募集の周知方法	・本市ホームページ			
	・市政だより(10月21日号)への掲載			
	・各区役所、支所・出張所(市政資料コーナー)			
	・かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)			
	・教育文化会館、各市民館・市民館分館			
	・各図書館・図書館分館			
	・教育委員会事務局生涯学習部文化財課(明治安田生命川崎ビル3階)			
結果の公表方法	・本市ホームページ			
	・各区役所、支所・出張所(市政資料コーナー)			
	・かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)			
	・教育文化会館、各市民館・市民館分館			
	・各図書館・図書館分館			
	・教育委員会事務局生涯学習部文化財課(明治安田生命川崎ビル3階)			

### 3 結果の概要

意見提出数	文 (意見件数)	16通(59件)
内訳	フォームメール	6通 (28件)
	FAX	8通 (28件)
	郵送	0通(0件)
	持参	2通(3件)

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、本計画の内容を分かりやすくするための文言の整理及び図表の挿入についての御意見のほか、説明板・案内板、ガイダンス施設といった史跡の施設整備等に関する御意見が寄せられましたことから、施設整備に関する記載の追記・修正、新たに他都市の整備事例や整備の完成イメージ図の掲載等を行い、国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画を策定いたします。

### 【意見に対する対応区分】

- [A] 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- [B] 御意見の趣旨が素案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- [C] 今後の取組を進める上で参考とするもの
- [D] 素案に対する質問・要望の御意見であり、素案の内容を説明するもの
- [E] その他

### 【意見の件数と対応区分】

項目	A	В	С	D	Е	合計
(1)計画素案全般に関すること(13件)	6	5		2		1 3
(2) 史跡の遺構整備に関すること (3件)		1		2		3
(3)動線・史跡の施設整備に関すること(16件)	2	4	4	6		1 6
(4) 史跡の修景及び植栽整備に関すること(6件)			2	4		6
(5) 史跡の公開・活用に関すること(12件)		5	4	3		1 2
(6) 史跡の管理・運営に関すること(4件)		2		2		4
(7) その他 (5件)					5	5
合 計	8	1 7	1 0	1 9	5	5 9

# 具体的な意見内容と意見に対する市の考え方【詳細】

# (1)計画素案全般に関すること(13件)

No	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	将来的には、橘樹郡家跡範囲及び影向寺遺跡 範囲(4つのゾーン)全部を史跡公園として 整備することを目指して、事業計画を進め、 川崎市を代表する名勝となるようにしてくだ さい。	文化財保護法上の名勝には該当しておりませんが、当初案のとおり、公有地化により整備が可能な土地から、史跡公園として整備を推進してまいります。	D
2	4つの地区の性格に応じた整備計画が全体的なコンセプトのもとに策定されることは、それぞれの地区の特性を最大限に引き出すことができると思われる。特に谷戸ゾーンを設定したことは、一般的に遺跡は台地の部分だけという観念を抱かせがちであるので、台地も谷戸もあわせて一体とした古代の景観としたところは大いに評価したい。	当初案のとおり、4つの地区を設定し、地区の特性を活かした整備を進めてまいります。谷戸ゾーンは自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場としての整備を推進してまいります。	В
3	「基本的な考え方」の3点は極めて重要な視点であり、今後とも地域だけでなく川崎市の大切な財産として広く市民に伝え続けることが大切と考える。基本計画には、全体の方向性や整備活用のプランが示されて、市民としても早期実現・実行を望んでいる。	当初案のとおり、「基本的な考え方」に基づき、整備を推進してまいります。	В
4	第1章第1節の記述の中に、昨年度の保存活用計画策定においてパブリックコメントを実施して広く市民の意見を反映したことの記述を盛り込んでいただきたいと思います。この記述によって、一連の計画がより身近に感じられるようになると思います。		A
5	第4章第1節に、「〜本計画においてもその 方針を踏襲する。」とありますが、本計画 は、保存活用計画に「基づく」関係にあると 思います。本計画の位置づけについて、より わかりやすい記述を検討していただきたいと 思います。		A
6	まれています。「行きやすい」「親しみやすい」を基本コンセプトにおいて整備を進めていただきたいと思います。	として整備を推進してまいります。	В
7	第5章第2節「遺構に関する整備」についての最初の記述が「~次のとおりである。」となっています。通知・報告のような印象があります。「~について以下の基本的な考え方に立って整備する。」などの記述によって整備計画の意思が伝わるものと思います。 第3節から第8節まで同様の記述があります。検討していただきたいと思います。。	8節までを「次の基本的な考え方に基づき実	A
8	第5章第7節の内容と保存活用計画の内容を 比較すると、具体性や説明の詳細度では、整 備基本計画 < 保存活用計画 の関係に なっています。保存活用計画第7章第2節で は、「(1)学校教育における活用」から 「(5)調査研究における活用」まで、具体 策を掲げています。本計画と保存活用計画と の関連性の説明を加えていただくと、よりわ かりやすくなると思います。	本計画における史跡の公開・活用については、整備を実施した史跡を用いる公開・活用についてが対象であり、それらについては、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づいております。そのことが分かるよう第5章第7節に追記しました。	A

No	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
9	第6章の内容は、整備の短期計画と長期計画 になっています。本章のタイトルは、「短期 計画と長期計画」あるいは「整備計画の推 進」などとするとよりわかりやすくなると思 います。	整備計画」と修正しました。	A
10	第6章第1節短期計画、(1)第1期の[整備内容]、[整備スケジュール]について年次計画が一表に示されています。できれば、表を外して項目を建てて記述し、文字も大きくしていただきたいと思います。	御意見を参考に、第6章の表記について全体的な見直しを行いました。各年度ごとに実施予定の整備計画が分かるよう短期計画「(1)第1期」から「(3)第3期」それぞれの[整備内容]と[整備スケジュール]をA4サイズの一表にまとめました。また、第1期から第3期それぞれの整備後のイメージ図を掲載しました。	A
11	ご説明頂いた保存整備の計画などは全面的に 賛成です。人口増加による過度の開発によ り、遺跡は勿論、大切な緑が失われて行く 中、今回の様な保存整備活動をより活発にし て、古代の大切な宝を守っていくと共に、現 在住んでいる我々の世代にとっても住み良い 環境作りをぜひやっていただきたい。	当初案のとおり、保存活用計画で示した史跡の整備・活用に対する考え方に基づき、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るための整備を推進してまいります。	В
12	第4章「整備の方針と目標」に記されている 諸点は、いずれも重要で、ぜひとも実現した いと思います。「古代官衙の景観や状況等を 五感によって体感できる場」「自然環境と歴 史的景観が調和した憩いの場、学習の場」と しての整備は大歓迎です。	当初案で示したとおり、地域住民や市民等にとっての憩いの場や交流の場、学習の場等となるような整備を推進してまいります。	В
13	千年神社、橘樹郡家、影向寺遺跡、野川神 社、橘樹神社の一帯化した新ゾーンの策定を 検討してほしい。	今回の整備基本計画は、国史跡指定地を中心とした橘樹郡家跡(千年伊勢山台遺跡におりまた。 両遺跡に対象を対象として、西遺跡にを性を中心とした保存をがませた。 このため、範囲外でを位置付けるも千年神社等は対象範囲外となりますが、保存活用計画では、中体的に展開する歴史のおります。	D

### (2) 史跡の遺構整備に関すること(3件)

	27 人物や医肝正備に因うしこと (011)		
14	基本計画の内容では、非常に細かく、又盛り 沢山の整備内容であり、私としては充分に満 足のいくものでした。特に正倉の復元、それ に対しての説明・案内は一番希望するところ でありました。	ついては、発掘調査により、概ね構造や特徴が明らかになったものについて、復元を行っ	В
15	正倉の復元だけでなく、正倉跡をGRC (ガラス繊維補強セメント)による造形保存により再生することを検討していただきたい。	建物の復元については、実現可能な復元方法 の中から、分かりやすさ、維持・管理等を踏 まえまして、総合的に検討してまいります。	D
16	人が入れるようにして、案内施設、交流施設、体験・学習施設にする。影向寺は古刹と言われる寺院なので、影向寺を中心とした歴	正倉の復元場所は、法律等の制限により、常時活用できる施設とすることは困難です。なお、御意見をいただきました、地域のランドマークとすることを含め、まちづくりの一環として、宗教法人影向寺、地元町会の協力を得ながら、今後整備の仕方について更に検討してまいります。	D

# (3)動線・史跡の施設整備に関すること(16件)

(3	り 動線・史跡の施設整備に関すること(16	IT/	
No	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
17	橘樹官衙遺跡の武蔵国における当時の位置・ 重要度や、整備基本計画の範囲にある遺跡に ついての他時代(縄文・弥生・古墳時代な ど)についても分かるような展示解説やリー フレットをお願いしたい。 (同趣旨の意見 計2件)	橘樹官衙遺跡群についての説明は、ガイダンス施設における展示や説明板、リーフレット、ホームページなどの媒体を検討しています。また、御意見を参考に、遺跡群の価値や周辺地域の歴史的変遷についての説明も検討してまいります。	С
18	十分に留意しなければならないが、例えば、 文字が使われていたことを強調する意味で も、古代寺院の瓦に刻まれた文字や荷付木簡 などを参考に、可能な限り古代的な表記を取 り入れることで、当時の時代感覚を少しでも 伝えられるのではないか。	ガイダンス施設における展示や説明板の作成においては、遺跡群の価値や周辺地域の歴史的変遷、古代官衙の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等について、多角的かつ分かりやすく伝えられるよう検討してまいります。	D
19	バス停などからの誘導道路に各地域への色別マークで分かりやすくしたり、ミニバス路線の新設を検討していただき、交通アクセスを改善してほしい。 (同趣旨の意見 計3件)	課題の一つであると考えており、市民の皆様	D
	説明板や案内板の整備について、早めに整備をお願いしたい。案内板に載せる地図は、実際の向きと逆になっているものを見かけるので、移動しやすいよう作って欲しい。説明板についても分かりやすい工夫をお願いします。 (同趣旨の意見 計3件)	なるものと考えておりますので、分かりやすいものにしてまいります。	В
21	検討されているが、ガイダンスルームはそれなりの広さが必要と考えられる。どれくらいの広さを想定しているのか。地域説明会や小中学生の学習施設としての機能を十分に満たして欲しいと考える。 (同趣旨の意見 計2件)	メージをもちやすいようにするとともに、ガイダンス施設の想定利用者や機能について、第5章第6節「(2)ガイダンス施設」に追記しました。	A
	たちばな古代の丘緑地内に散歩が出来る様に 道路を整備した方が良いと思います。子供達 の自転車が外にあったり、公園の芝生の中に 置いたりしているので、5から10台停めら れるように整備した方がよいと思います。公 園には乳母車の人も来ますし車椅子の人も来 ますので、利用しやすいよう整備をして欲し いです。	については、御意見を参考に、誰もが快適に 親しみやすく利用できるよう、今後の整備実 施設計で具体的に検討してまいります。	С
23		遺跡群内の周遊のための整備については、御 意見を踏まえて、より回遊性を高める整備を 検討してまいります。	С
24	新しい発見のある、夢のある地域と感じています。将来的には家族連れで来られる史跡公園のような整備を望みます。		В
25	整備基本計画p.41に示されている整備イメージ図が一日も早く完成することを期待します。	整備については、第6章でお示しした計画スケジュールに基づき、整備を実施してまいります。	D
26	例示されているARやVRを活用すれば、大 規模施設は避けることができるのではない か。	施設整備については、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しめることができるよう様々な整備を複合的に実施してまいります。復元建物や遺構整備と併せてAR・VRの整備を進めることで、より魅力的な史跡公園となるよう取組を進めてまいります。	D

# (4) 史跡の修景及び植栽整備に関すること(6件)

	・ ア 東 の で 京 及 い 他 枚 登 加 に 美 り る こ と ( 0		区分
No	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
27	マークするなどしていました。芝生は要検討だと思います。	施するものであるため、都市緑地として求められている緑被率を確保する必要があります。御意見を参考にしながら、遺構の保存や景観、親しみやすさなど様々な視点を踏まえて、今後の整備実施設計にて検討してまいります。	D
28	たが、1~2年ですぐに芝が少なくなり、シロツメグサ(クローバー)に変わり、現在は不明の雑草におおわれています。従って、年に何回も草刈りの必要があります。できれば、建物・看板・休憩所への道を作り、玉じゃり等で舗装し、残りは自然の状態にしては、と思います。	今回の史跡整備は、都市緑地の整備として実施するものであるため、都市緑地として求められている緑被率を確保する必要があります。いただいた御意見を参考に、安全・快適に見学ができる通路の整備方法について、今後の整備実施設計にて検討してまいります。	С
29	もの、維持官理してすい不を二使的へたさい。	遮断植栽については、古代の景観に考慮する とともに、住民の方々の御意見を踏まえつ つ、地下の遺構への影響が少ない方法を検討 してまいります。	D
30	芝刈りを夏は2ヶ月に1回にしてもらえませんか。夏は3ヶ月おくと50cm位になります。	史跡地内公有地の管理については、保存活用 計画において、地元町会を中心に組織された 史跡保存会と市が連携、協働しながら、適切 に管理運営を実施してまいります。	D
31	無電柱化など遺跡群の周辺で、景観を損なっている建造物等の改善を検討していただきたい。	現在、遺跡群周辺での無電柱化は予定しておりませんが、保存活用計画に基づき、地下の遺構に影響が及ばないよう、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史文化遺産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する整備を検討してまいります。	D
32	遺跡は住宅地の間に点在しているので、古代の官衙や影向寺等をほうふつとさせる景観を感じるのは難しい。橘樹官衙遺跡群をすべてカバーするような、地形模型を作成することを検討していただきたい。		С

# (5) 史跡の公開・活用に関すること(12件)

No	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
33	川崎市にこんなすばらしい遺跡のある事をいかに発信する事が大変重要と考えている。ホームページ、ミニ史跡めぐり等を通じており民に関心を持たせる事が大切だと思っております。市内にすばらしい遺跡がある事を知らない市民が多いのが現実です。教育委員会、区役所振興課及びボランティアガイドを通じてPRして行く事が重要と考えております。		В
34	計画期間が30年というのも、史跡の保存活用を目的とした確実な整備を行うには長いとはいえず、じっくりと時間をかけて取組むべきである。とはいえ、その間も何も進んでいないという印象をもたれないように、しっかりとした情報発信をし続けることが最も大切だと思われる。	が、大変重要な課題と捉えております。また、当初案で示したとおり、情報発信、普及 啓発活動、公開・活用の担い手づくりの育成 等の取組を積極的に進めてまいります。	В
35	国史跡橘樹官衙遺跡群は、川崎市民の認知度 はどれくらいあるのでしょうか。まずはそこ から考えた方がよいかと思います。		В

_			
36	史跡全体にかかわるロゴマークの作成なども 考慮に入れておいてよいのではないか。	市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えております。御意見を参考に、遺跡群を表すマークの作成について検討してまいります。	С
37	地域と連携してグッズやリーフレットなどの 作製も視野においたらと思う。	市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えております。認知度を高めるための様々な方法を検討してまいります。	D
38	遺跡パンフレットにQRコードをつけてより 詳しい解説が得られるよう願います。	御意見を参考に、QRコードの利用についても考慮し、当初案で示している、必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行うことができるよう検討してまいります。	С
39	自治体等との交流を推進すべきである。各種 団体や学校間など、古代の歴史資産を保有す るという共通の価値観を持つ者同士の交流 は、整備計画を進めていく上での大きな力に なっていくのではないか。	他の自治体との交流や情報交換については、 大変重要な課題と捉えており、これまでも同 時国史跡指定記念シンポジウムを県内市町村 と実施しております。今後も他の自治体と連 携し、効果的な史跡学習に取組んでいけるよ う検討してまいります。	С
40	体験・学習施設では、橘樹官衙遺跡群を有する地域住民が、自らの価値を再認識するための普及啓発活動を推進するべきではないでしょうか。	普及啓発活動の取組として、歴史講座や活用 イベントを実施しており、今後は整備の進捗 状況に合わせて普及啓発活動を推進してまい ります。	В
41	史跡の公開・活用についてもいくつかの取組 みについて、年次計画を例示していただける と具体性に富む計画になると思います。	史跡の公開については、整備基本計画で示し している史跡整備計画を推進し、順次公開を してまいります。活用については、施設整備 や公有地化の進捗状況により実施内容が影響 しますので、それらの状況を踏まえて検討し てまいります。	D
42	一般の方でも解りやすい案内板あるいは説明板を設置するとの事ですが、見学者等が集りやすい影向寺あるいは古代の丘公園、もよりのバス停等に重点的に置き、出来れば影向寺にはパンフレット等印刷物が置ければ良いと思う。	当初案では、各ゾーンごとの整備計画を示しましたが、御意見も参考にしながら、説明板の設置箇所について今後検討してまいります。また、宗教法人影向寺や地元町会と連携・協働を進め、パンフレットやマップ等の配布場所についても検討してまいります。	С
43	小中生の社会科教育にもとり入れ、見学会等 を企画した方が良いと思います。	し歴史学習や体験学習を実施できるよう推進してまいります。	В
44	ARやVRシステムも有効ではあるが、コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできない人もいることを考慮するべきだと考える。	AR・VRについては、古代の景観や様相を 分かりやすく示すことができると考えており ます。情報発信については、様々なニーズに 対応できるよう複数の手段を用いて実施して まいります。	D

### (6) 史跡の管理・運営に関すること(4件)

$\overline{}$	/ 大崎の自在 連合に関すること(4日)		
No	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
45	橘樹官衙遺跡整備は地域だけでなく多くの川 崎市民の期待を担うものであるので、計画全 体が確実に実行されるようにタイムスケ ジュールを明確に示して行政と地域が一体と なって進めていかれればと考える。	当初案及び保存活用計画で示したとおり、計画の進捗状況等を踏まえ、行政と市民組織・ 民間団体等と共有できるシステム作りを進	В
46	緑地保全の分野では、「行政と市民の協働」 が常に強調され、実行されています。史跡保 全の分野でもぜひこの「協働」を実践するこ とが極めて大事だと感じています。	め、市民の皆様の御意見を踏まえながら取組 を進めてまいります。	В
47	過度な自動車交通の流入を抑制するための工 夫をしていただきたい。	来跡者の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。	D
48	保存活用における今後の土地等の収用あるい は設置される施設についての予算規模等解ら ない事が多過ぎます。	公有地化や整備の予算等につきましては、今 後取組を進める中で具体的な内容をお示しし てまいります。	D

# (7) その他 (5件)

No	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
49	と思います。毎年新しい発掘成果ができていることを楽しみにしております。	発掘調査につきましては、橘樹官衙遺跡群の 全容解明を目指すとともに、その成果を史跡 整備等に活かしていくため、今後も継続して 実施してまいります。	Е
50	の全容を明らかにしてください。	橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けては、国史 跡として遺跡の保存を図りながら行う必要が ありますので、学識者や関係機関の指導に基 づき、慎重に進めてまいります。	Е
51	のままでした。また、たちばな古代の丘の石 碑は郡衙と彫られていますが、これは変える ことができないでしょうか。	橘樹郡家跡の表記については、新たに製作するものから更新をしております。また、石碑については、寄贈されたものであることから、当面は現状のままといたします。	Е
52		土地所有者等の御理解をいただきつつ、様々な制度を活用しながら取組を進めてまいります。	E
53	意見書に個人情報を記載するやり方が好きではありません。氏名、電話番号、メールアド	意見募集においては、意見の内容に不明点があった場合などにおいて、具体的な内容を確認する際の必要性から、氏名と連絡先を記載することを基本としています。提出された意見の内容が判別できるときは、氏名と連絡先が記載されていない場合も、意見を受け付けています。	E